

国民健康保険運営協議会関係法令例規一覧表

(国関係)

国民健康保険法	国民健康保険法施行令	地方自治法
(国民健康保険運営協議会) 第 11 条 (1 項略) 2 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものであって、第四章の規定による保険給付、第七十六条第一項の規定による保険料の徴収その他の重要事項に限る。）を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。 3 前二項に定める協議会は、前二項に定めるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する事項（第一項に定める協議会にあってはこの法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものに限り、前項に定める協議会にあってはこの法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものに限る。）を審議することができる。 4 前三項に規定するもののほか、国民健康保険運営協議会に関して必要な事項は、政令で定める。	(国民健康保険運営協議会の組織) 第 3 条 (1 項・2 項略) 3 法第十一条第二項に定める協議会（以下この条において「市町村協議会」という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。 4 市町村協議会は、被保険者を代表する委員の数以内の数の被用者保険等保険者を代表する委員を加えて組織することができる。 5 都道府県協議会及び市町村協議会（次条及び第五条第一項において「協議会」という。）の委員の定数は、条例で定める。 (委員の任期) 第 4 条 協議会の委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (会長) 第 5 条 協議会に、会長 1 人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。 2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。	(委員会・委員、附属機関) 第 138 条の 4 (1 項・2 項略) 3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。 (附属機関の事務等) 第 202 条の 3 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。 2 附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。 3 附属機関の庶務は、法律又はこれに基く政令に特別の定があるものを除く外、その属する執行機関において掌るものとする。

(大阪市関係)

大阪市国民健康保険条例	大阪市国民健康保険条例施行規則	(参考) 行政実例
(国民健康保険事業の運営に関する協議会の名称) 第2条 国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下法という。)第11条第2項に規定する協議会の名称は、大阪市国民健康保険運営協議会(以下協議会という。)とする。 (協議会の委員の定数) 第2条の2 協議会の委員の定数は、次のとおりとする。 (1)被保険者を代表する委員 6人 (2)保険医又は保険薬剤師を代表する委員 6人 (3)公益を代表する委員 6人 (4)高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下高齢者医療確保法という。)第7条第3項に規定する被用者保険等保険者を代表する委員 2人	(運営協議会) 第2条 大阪市国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)は、市長の諮問に応じて次の事項を審議する。 (1)一部負担金の負担割合に関する事項 (2)保険料率の算定方法に関する事項 (3)保険給付の種類及び内容に関する事項 (4)その他国民健康保険事業の運営に関する重要な事項 第3条 協議会の委員は、市長が委嘱する。 第4条 会長は、会務を総理し、会議を招集してその議長となる。ただし、協議会の委員委嘱後の最初の会議は、市長が招集してその議長となる。 2 協議会に副会長1人を置き、公益を代表する委員の中から全委員の互選によりこれを定める。 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。 第5条 協議会は、委員の定数の過半数が出席しなければ会議を開き議決することができない。 2 協議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。 第5条の2 協議会の庶務は、福祉局において処理する。	○公益を代表する委員 国民健康保険法施行令第3条第1項に規定されている公益を代表する委員とは、同条、同項に定められている被保険者を代表する委員及び国民健康保険医又は国民健康保険薬剤師を代表する委員に対してあくまでも学識経験者として中立的立場にあって一般の利益を代表する者である。 委嘱に当たっては、右の利益をよりよく代表する者に委嘱することが適当である。 (昭和34.7.22 保文発第5814号) ○国民健康保険運営協議会の審議事項 国民健康保険運営協議会は、市町村長の諮問に応じるとともに自ら進んで意見を述べることができると解される。したがって、諮問事項の是非を述べることはもとより、意見として修正案を述べることもできる。 (昭和39.6.1 保文発第300号)